

休眠預金活用制度の勉強会

～ 休眠預金はどう、市民活動に活用されるか ～

休眠預金活用制度とは・・預金者が名乗り上げないまま10年以上も入出金が確認できない休眠預金について、預金者に払い戻す努力をした上で、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援に係わる活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係わる活動並びに③地域社会における活力の低下その他の社会的困難な状況に直面している地域の支援に係わる活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することになるものを促進するために活用する制度

日時：平成31年 **1月12日（土）** 13:30～15:30

会場：遊学舎 会議棟

参加費
無料
※要申込

- 休眠預金って、どこまで進んでいるの？
- 市民活動団体にも使えるの？
- 休眠預金制度には問題はないの？

講師：奥田裕之さん

認定NPO法人まちぽっと 事務局長

生活クラブ生協の職員を経て、認定NPO法人まちぽっと勤務。

主に「市民ファンド」や「市民によるまちづくり」など、市民社会に関する実践と政策提案を行っている。草の根市民基金・ぐらん、ソーシャル・ジャスティス基金、各事務局。その他に、天然住宅バンク理事、桜美林大学非常勤講師など。著書・政策提案として「市民ファンドが社会を変える・ぐらんが紡いだ100の物語」 「市民が描く社会像ー政策リスト37」 「新しい公共を担う市民企業法人と非営利バンク」 他。

共催：認定NPO法人あきたスグッチファンド
NPO法人あきたパートナーシップ

【問合せ先・申込先】

TEL 018-829-5801 (遊学舎) / FAX 018-829-5803

E-mail : yutori@circus.ocn.ne.jp

〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切24-2 (遊学舎内)